

すくすく育て 大分っ子



第3部 資料

1. 各アンケート調査について
2. 用語の解説
3. 第2期すくすく大分っ子プランの策定経過
4. 大分市子ども・子育て会議委員名簿
5. 大分市子ども・子育て会議条例
6. 大分市子ども条例
7. 子ども・子育て支援法（抜粋）



第1章 資料

資料1 各アンケート調査について

1. 「大分市子育てに関するアンケート調査」

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

- ① 「第2期すくすく大分っ子プラン」策定に向け、幼児教育・保育及び地域の子育て支援サービス等の子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、提供区域ごとに「量の見込み（需要量）」を設定する。（ニーズ調査）
- ② 現行の「すくすく大分っ子プラン」における成果指標の達成状況を把握するとともに、現プランの総括及び「第2期すくすく大分っ子プラン」の目標策定等の資料とする。

(2) 調査期間

2018（平成30）年11月29日（木）～2018（平成30）年12月21日（金）

(3) 調査方法

郵送による無記名回答方式

(4) 調査の対象

	就学前児童の保護者	小学生の保護者	合計
①対象児童数	25,607人	27,292人	52,899人
②調査人数	5,298人	5,504人	10,802人
③回収人数	3,155人	3,173人	6,328人
④回収率	59.6%	57.6%	58.6%

※住民基本台帳（2018（平成30）年10月1日現在）より、年齢、小学校区ごとに無作為抽出。

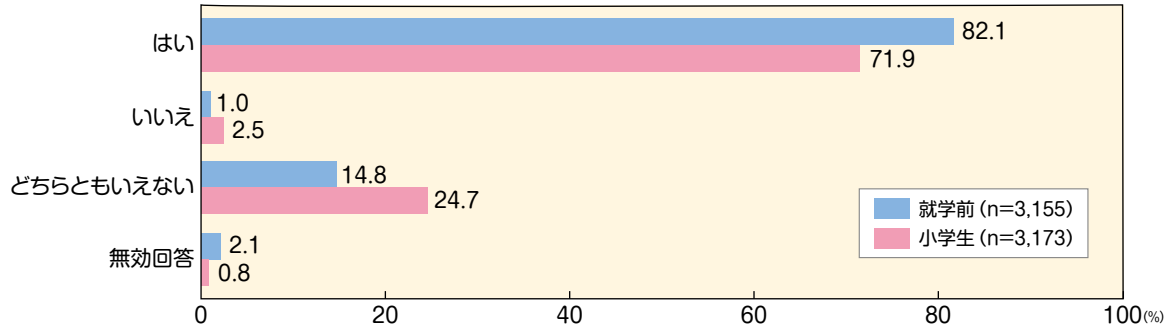
(5) 本アンケート結果における注意点

- ① 構成比は小数第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100にはなりません。
- ② 図表中の「n」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する者）を表しています。

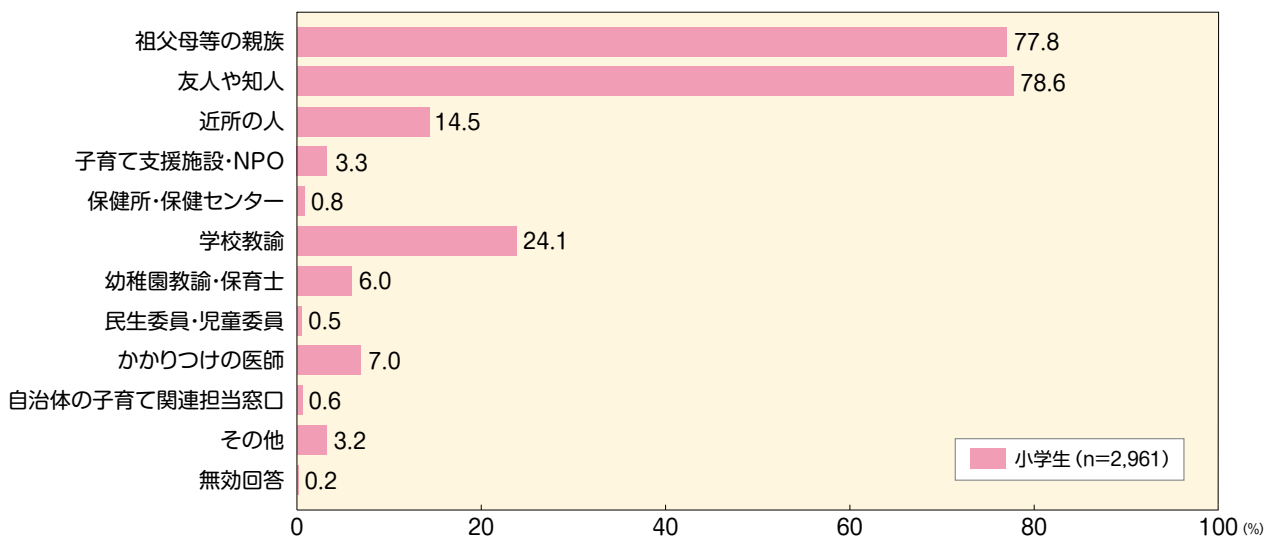
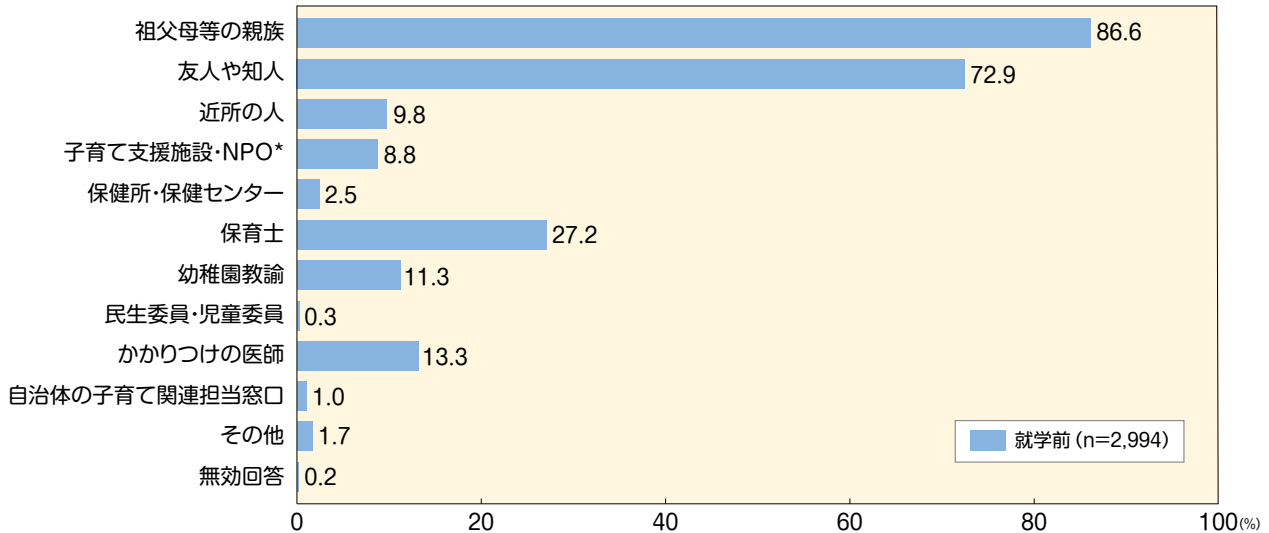


2. 結果の概要

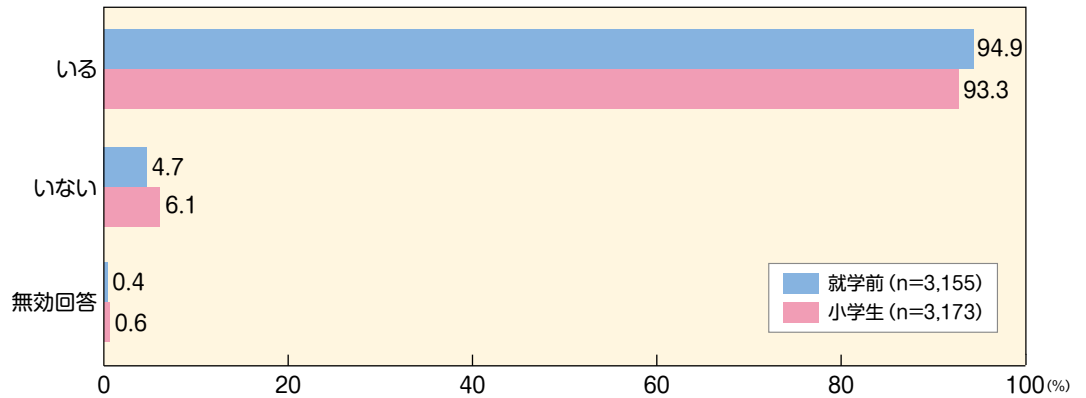
楽しく子育てできていますか



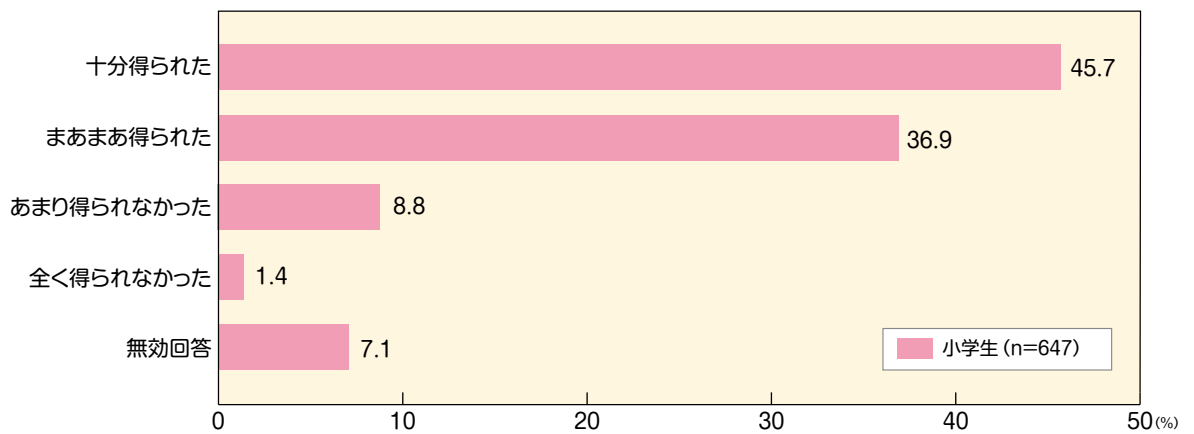
子育てに関して、気軽に相談できる相手は誰(どこ)ですか(複数回答)



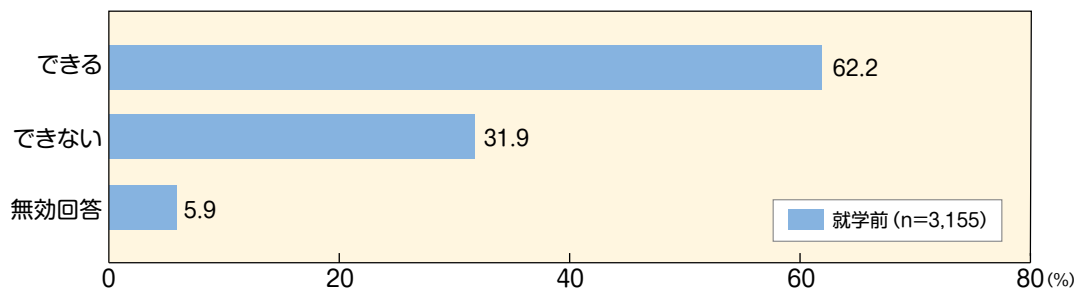
子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか



就学までの教育内容や教育活動に満足感は得られましたか
(幼稚園や保育所、認定こども園等に通っていた小学1年生の子どもの保護者対象)

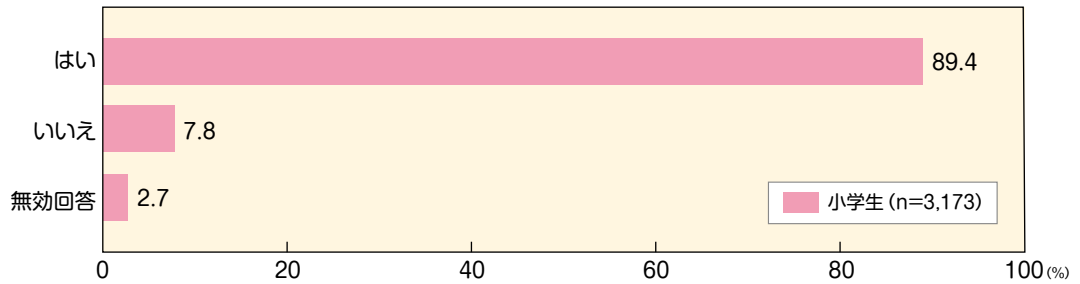


希望した時期や時間に教育・保育サービスを利用できますか

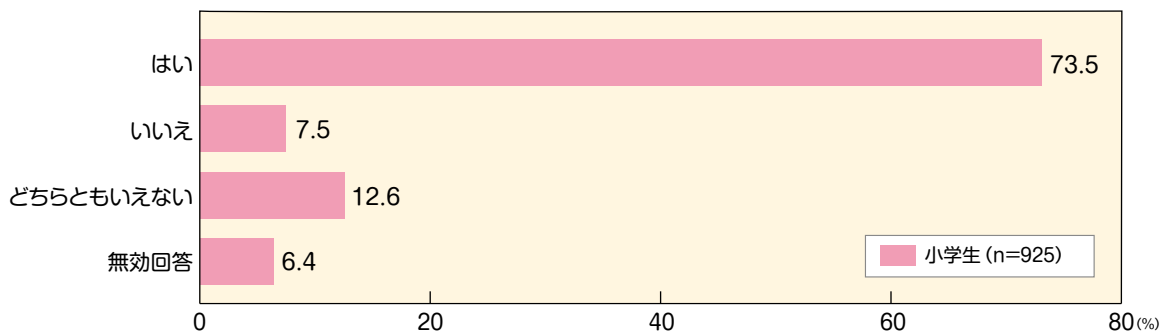




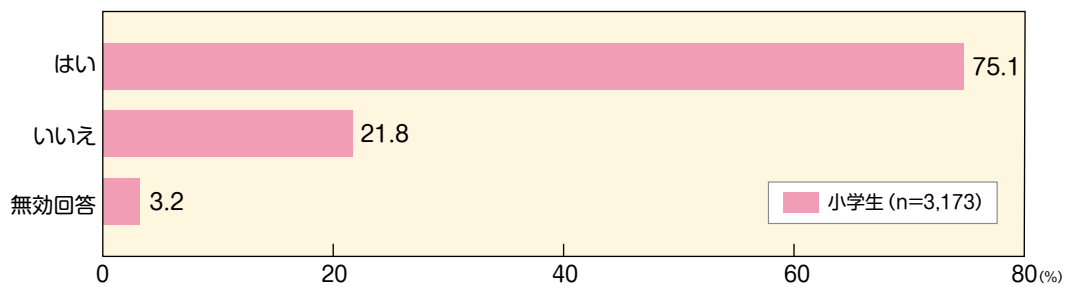
学校で子どもたちが健やかに育っていると感じますか



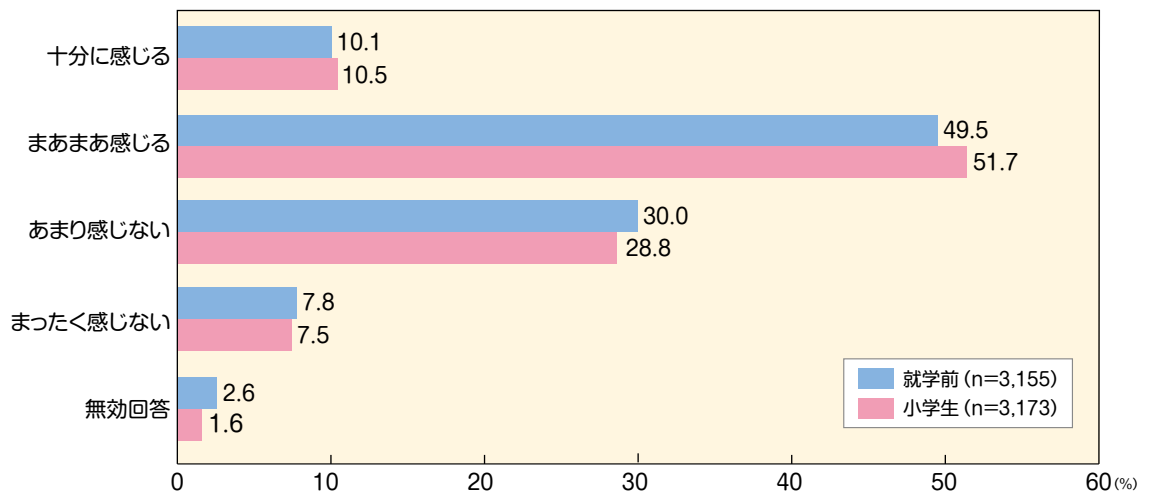
運動を見たりしたりするのは楽しいですか (小学校3年生、小学校6年生対象)



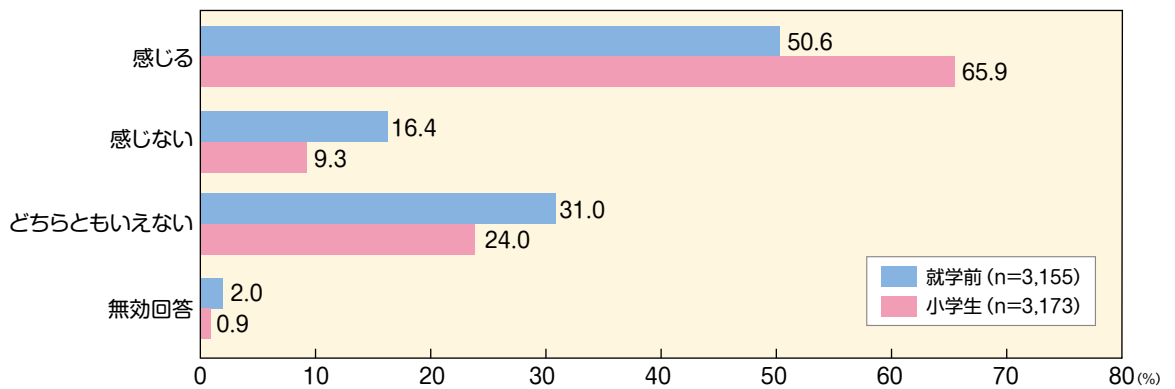
学校、家庭、地域社会が協働して「信頼される学校づくり」の取組を進めていると感じますか



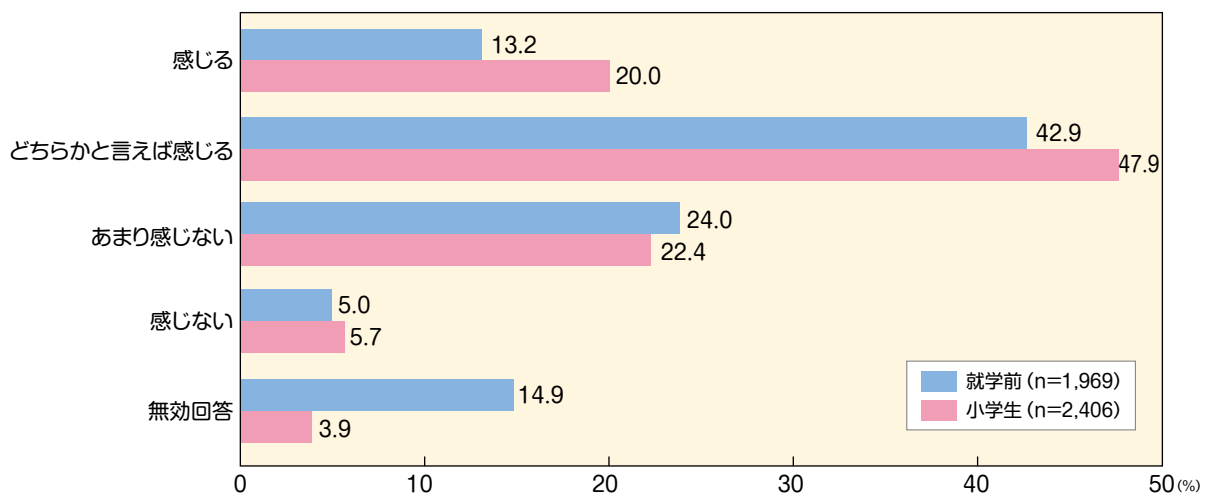
子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じますか



子育てにかかる経済的負担が大きいと感じますか

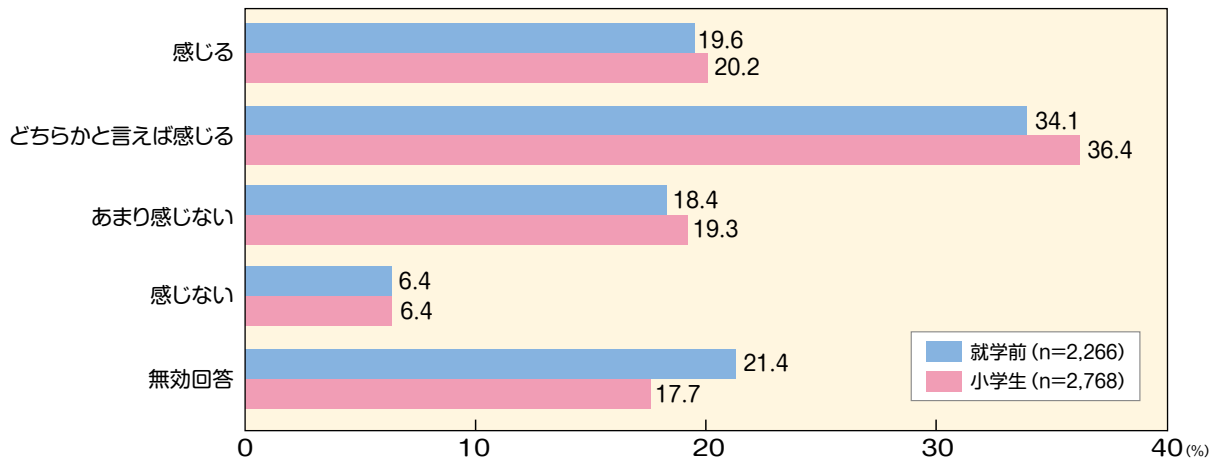


仕事と家庭生活の両立ができていますと感じますか(母親)

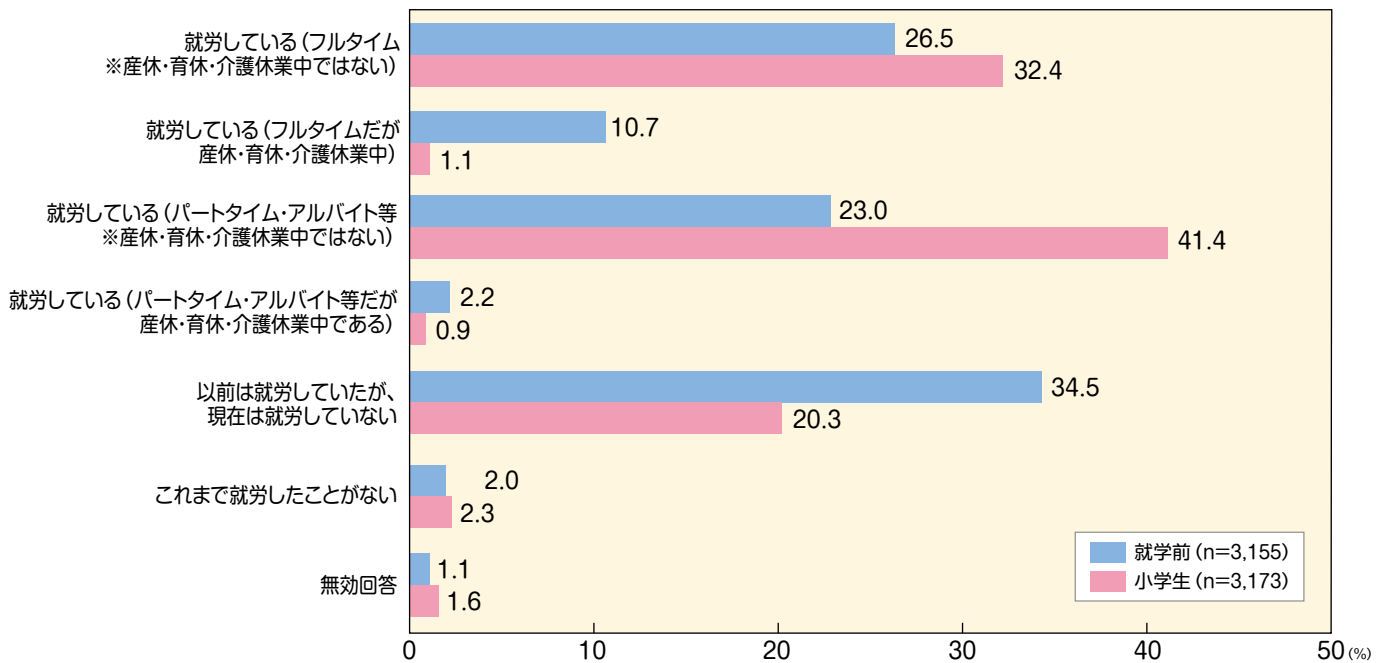




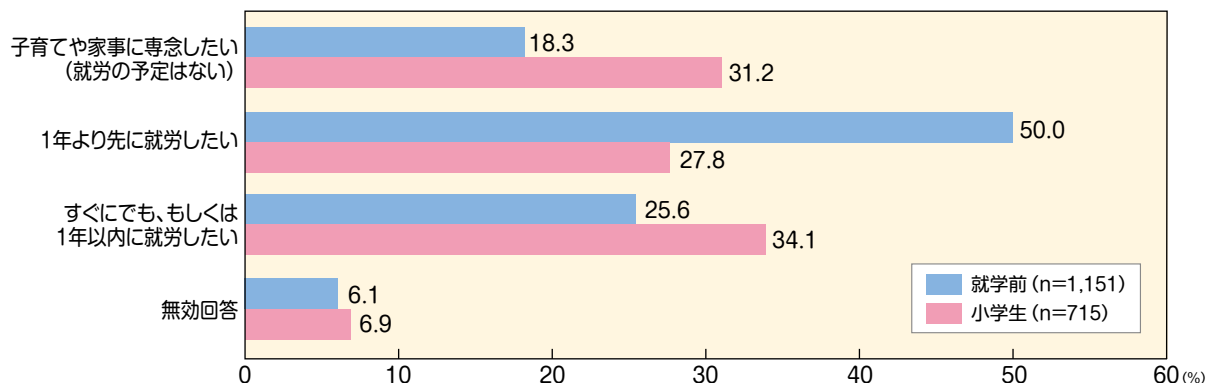
仕事と家庭生活の両立ができていますか(父親)



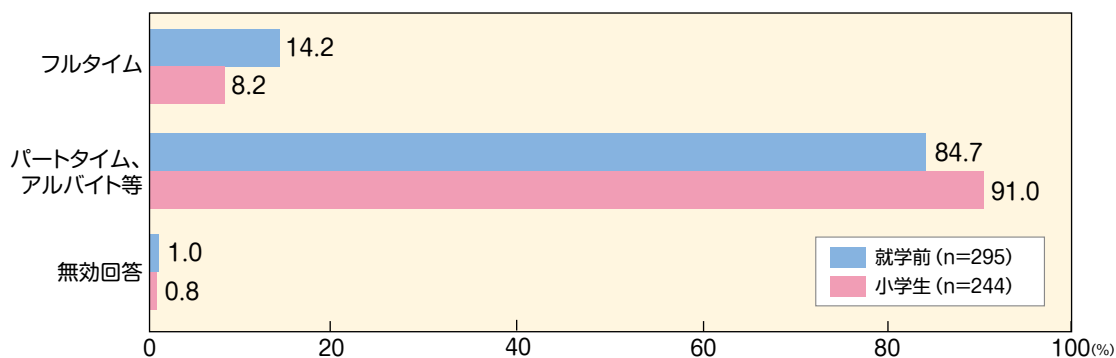
母親の現在の就労状況(自営業、家族従業者を含む)はどうか



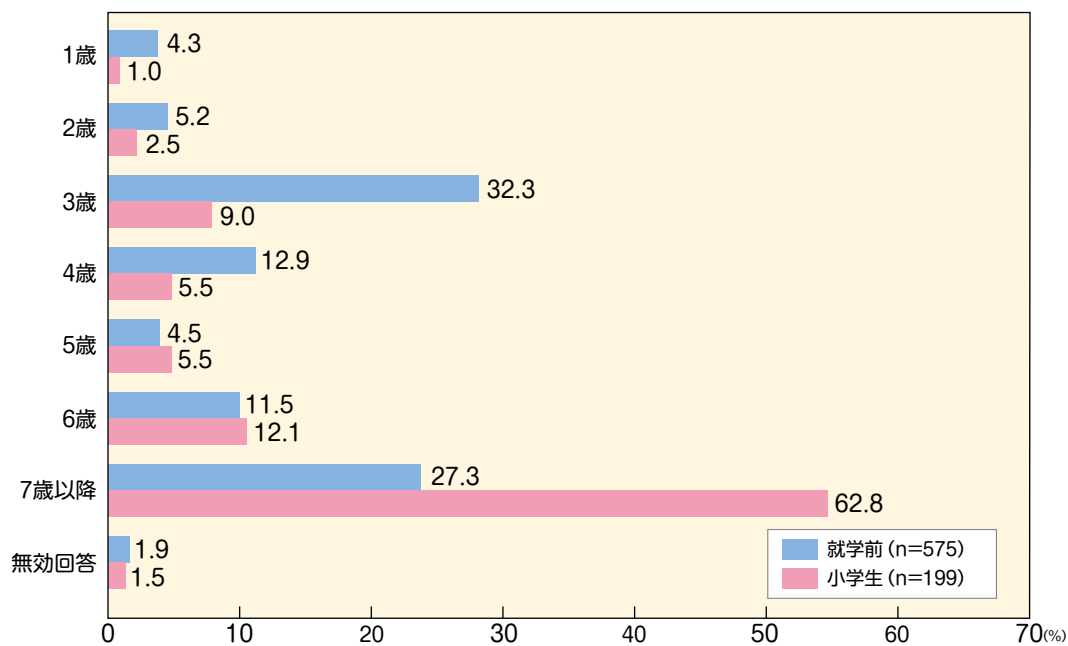
母親の就労希望はありますか



母親の希望する就労形態は何ですか

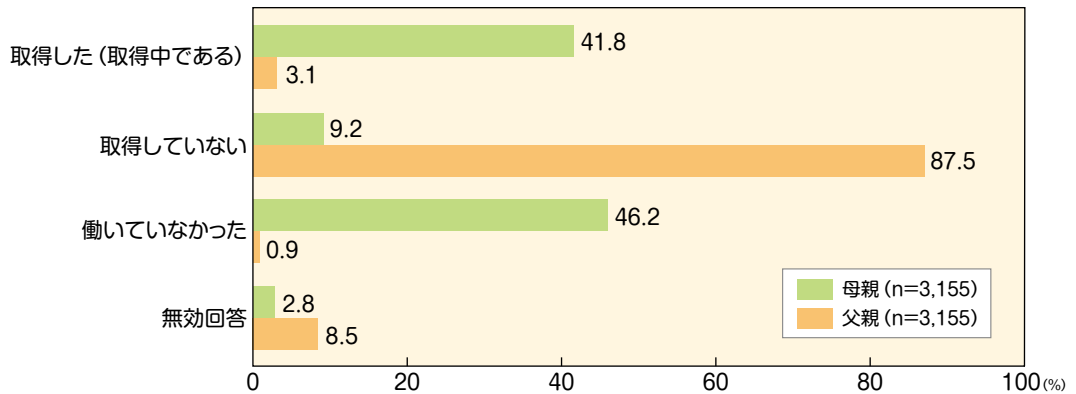


一番小さい子が何歳になったときに就労を希望されますか (母親)

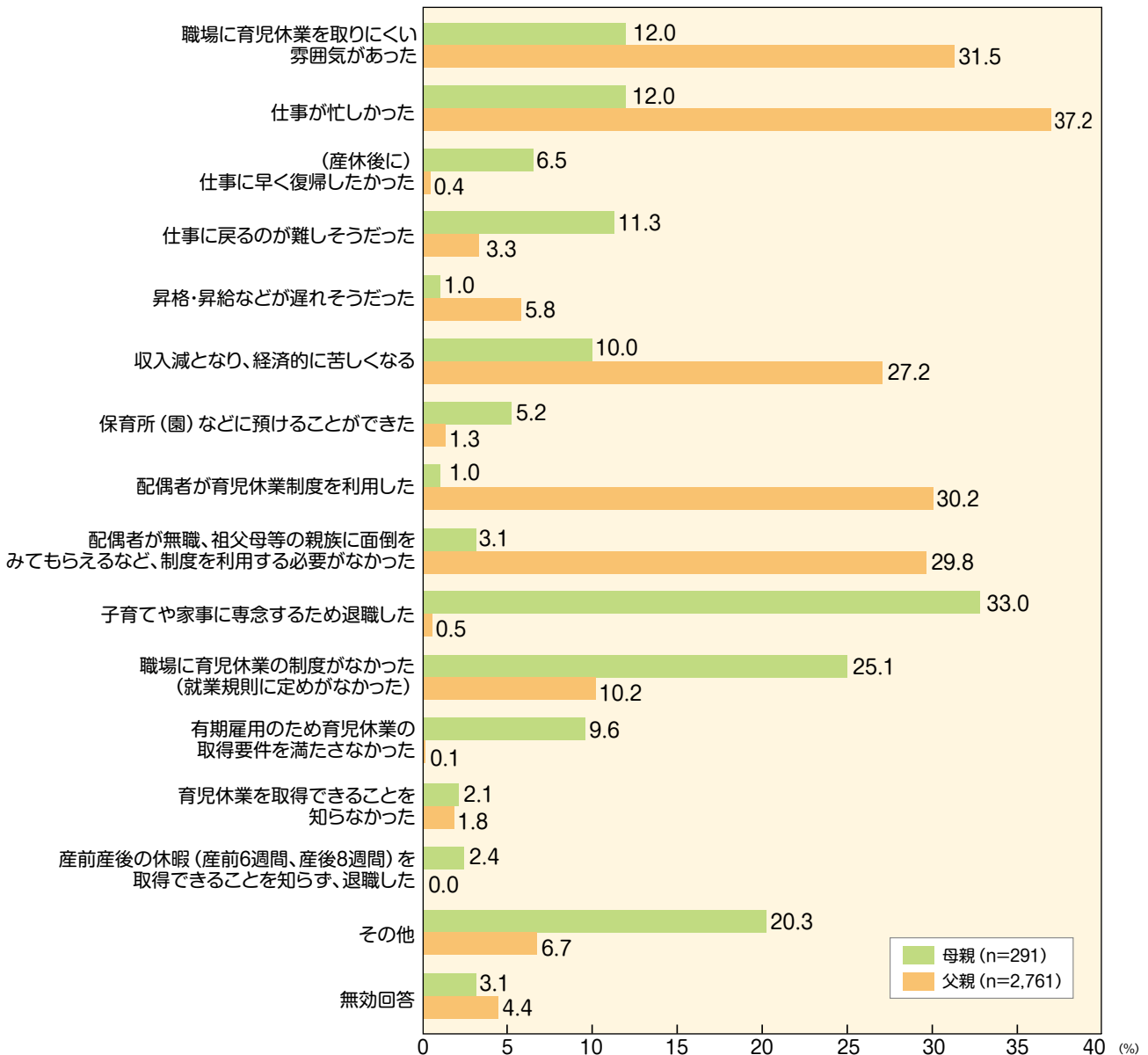




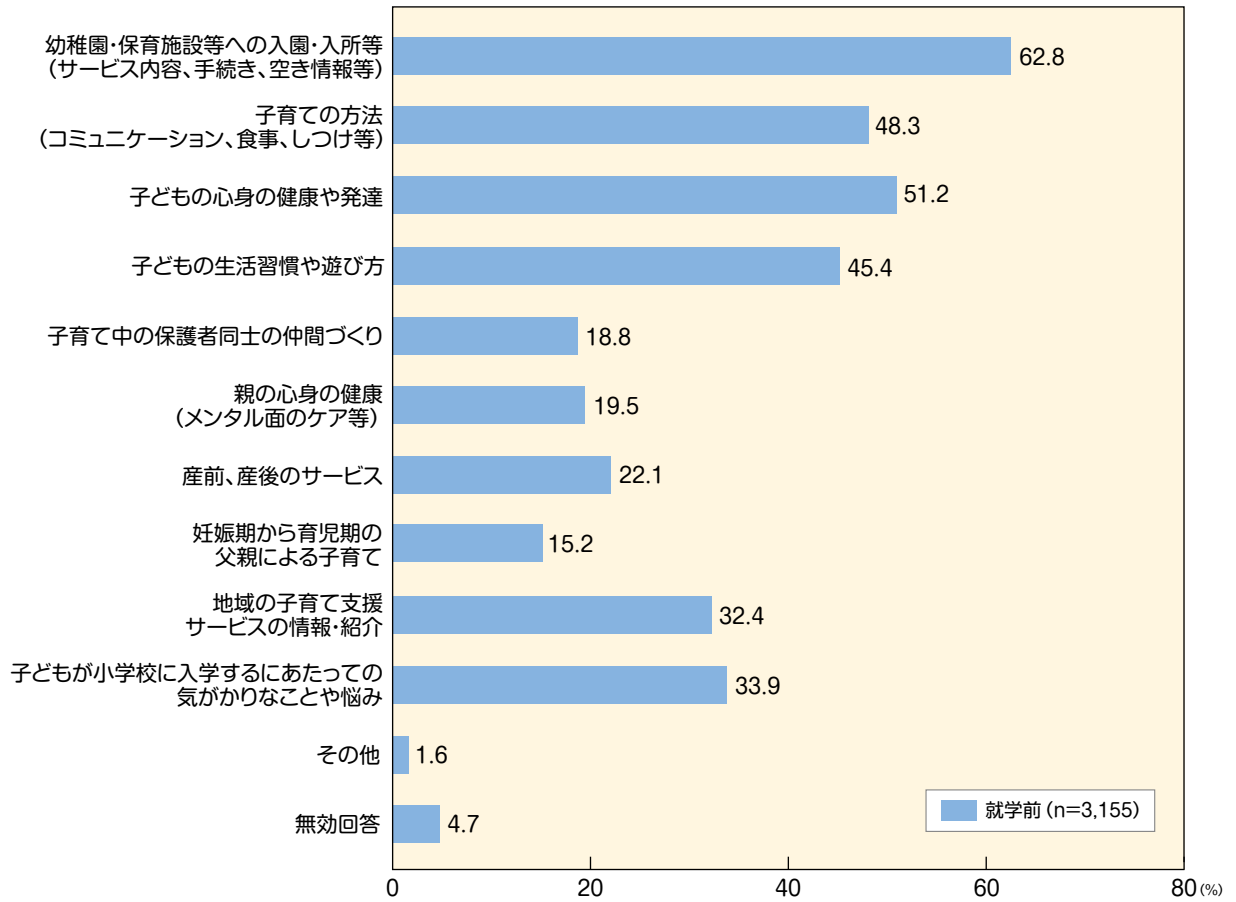
育児休業の取得状況についてお尋ねします(就学前児童の保護者対象)



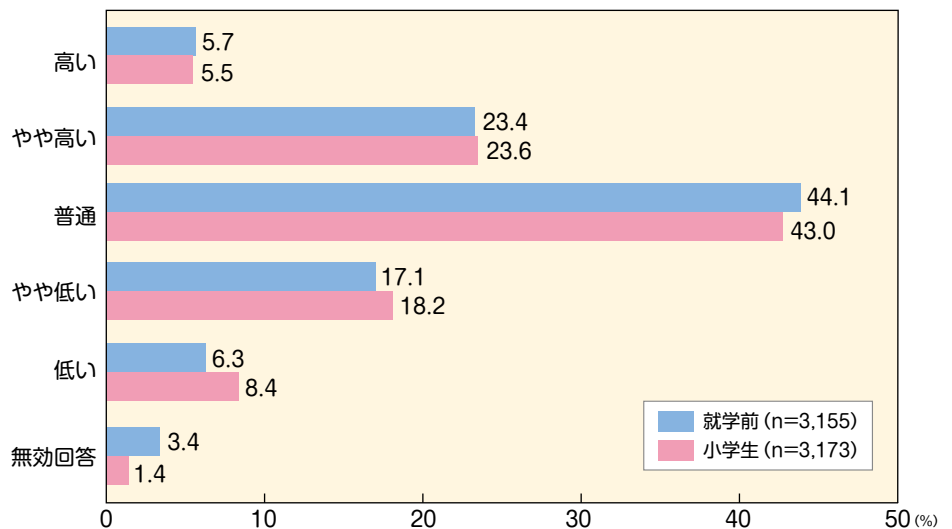
育児休業を取得しなかった理由は何ですか(複数回答)



小学校就学前のお子さんの子育てに関して、
どのような情報提供や相談・支援を受けたいと思いますか（複数回答）

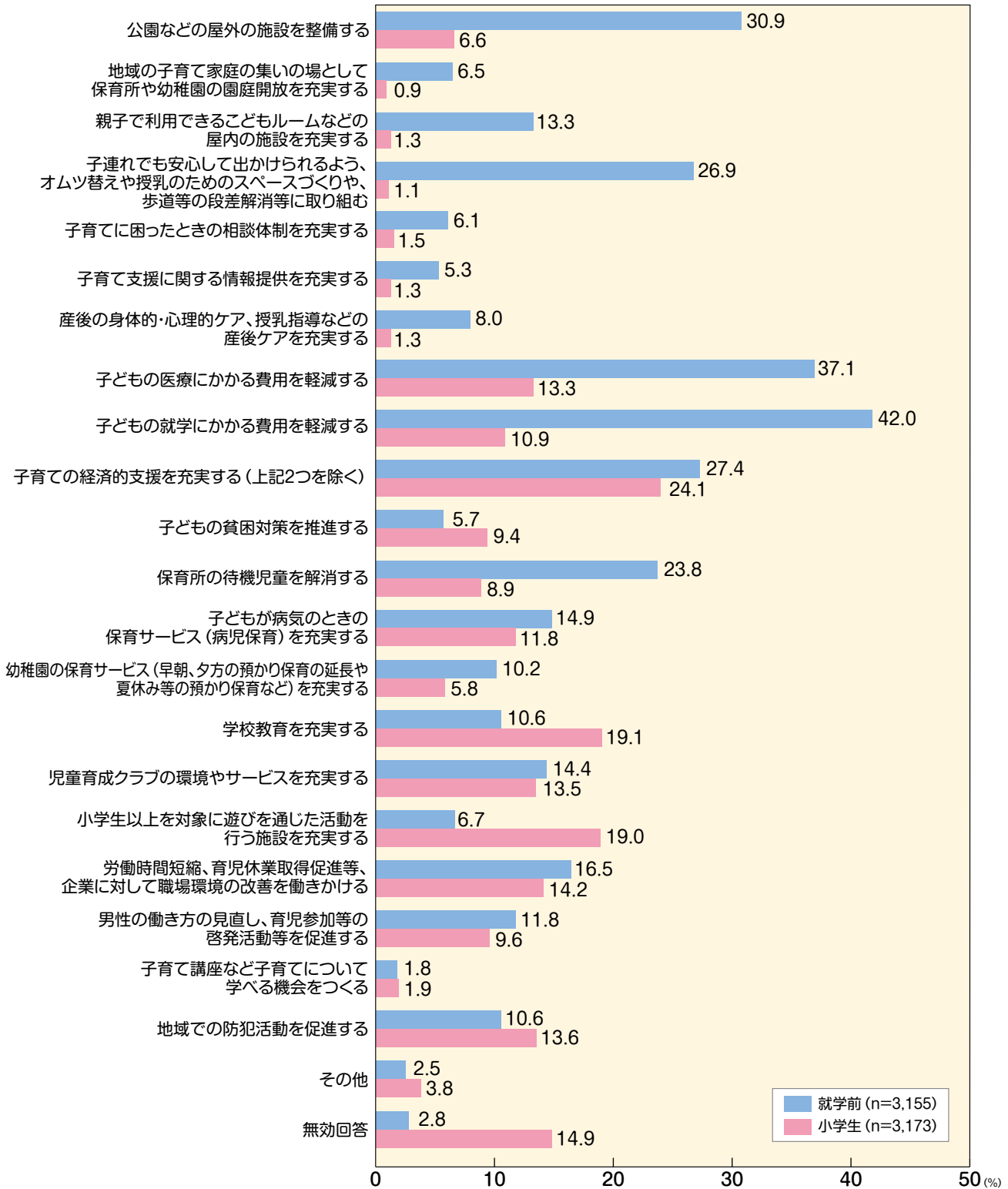


お住まいの地域における子育て環境や支援への満足度を教えてください





大分市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか（複数回答）



2. 「大分市子どもの生活実態調査」

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、子どもの生活環境や家庭の実態を把握し、分析することにより、本市の課題や特性を踏まえた子どもの貧困に係る基礎資料とするため実施したものです。

(2) 調査期間

2018（平成30）年8月27日（月）～2018（平成30）年9月10日（月）

(3) 調査方法

無記名アンケート方式

- ・ 就学前児童（5歳児）の保護者（地域バランスを考慮し、無作為抽出）は郵送により配布・回収
- ・ 小中学校の児童・生徒とその保護者（クラス単位での抽出）は、小中学校を通じて配布・回収

(4) 質問内容

世帯の構成・収入・就労・生活状況、子どもの生活習慣、学習習慣、自己肯定感など、内閣府が示した調査項目の具体例に則した内容（保護者:48問、児童及び生徒:35問）

(5) 調査の対象

対 象	就学前児童 (5歳児) の保護者	小学校5年生 の保護者	中学校2年生 の保護者	小学校 5年生	中学校 2年生	合 計
①配布数	2,500	2,617	2,595	2,617	2,595	12,924
②有効回収票数	1,510	2,329	2,191	2,321	2,214	10,565
③有効回収率	60.4%	89.0%	84.4%	88.7%	85.3%	81.7%

2. 結果の概要

本調査では、単純に可処分所得だけでは、個々の生活実態が見えづらく、経済的側面のみで貧困を定義することへの疑問も呈されているため、世帯年収を基にした「相対的貧困世帯」に加え「はく奪指標」も分析に加えています。

世帯類型	就学前児童（5歳児）	小学校5年生	中学校2年生	合 計
生活困窮世帯	216世帯 (14.3%)	353世帯 (15.2%)	394世帯 (18.0%)	963世帯 (16.0%)
生活困窮ではない世帯	1,292世帯 (85.6%)	1,973世帯 (84.7%)	1,788世帯 (81.6%)	5,053世帯 (83.8%)
全 体	1,510世帯	2,329世帯	2,191世帯	6,030世帯

※相対的貧困世帯:等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準（貧困線）とし、その貧困線以下の世帯。

※はく奪指標:人々がその社会で通常手に入れることができるものを所持できていなかったり、一般的に経験できていることが経験できなかったりする状況を指標化したもの。（誕生日のお祝い・生活必需品の非所有等）

※「生活困窮世帯」と「生活困窮ではない世帯」の合計値と「全体」の数値の14件の差は、「相対的貧困世帯」と「はく奪指標」に関する質問の両方に無回答の世帯（就学前児童（5歳児）調査で2件、小学校5年生調査で3件、中学校2年生調査で9件）の件数。



3. 「結婚や子育てに関するアンケート」

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

大分市の将来を担う中学生や高校生が結婚や子育てについて、今、どのように考えているか調査する。

(2) 調査期間

2019(令和元)年5月7日(火)～2019(令和元)年5月24日(金)

(3) 調査方法

学校へ直接もしくは逡送便にて配布及び回収

(4) 調査の対象

	中学校2年生	高校2年生
①対象生徒数	5校5学級 160名	5校5学級 201名
②回収人数	5校5学級 160名	5校5学級 201名
③回収率	100%	100%

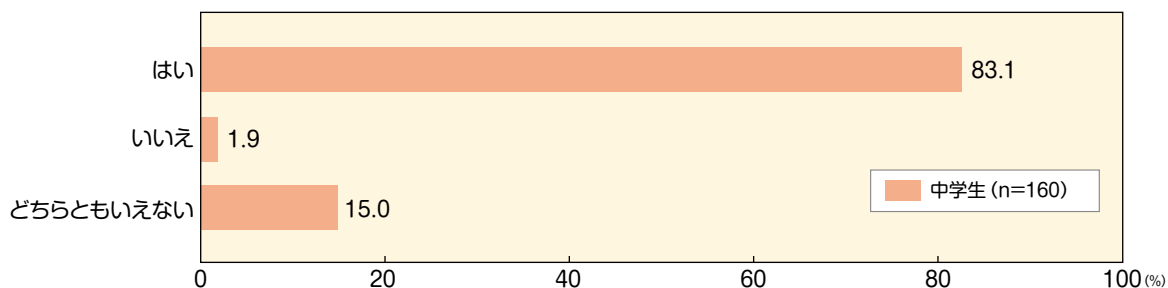
※中学校2年生は地域ごとに、高校2年生は学科ごとに抽出した。

(5) 本アンケート結果における注意点

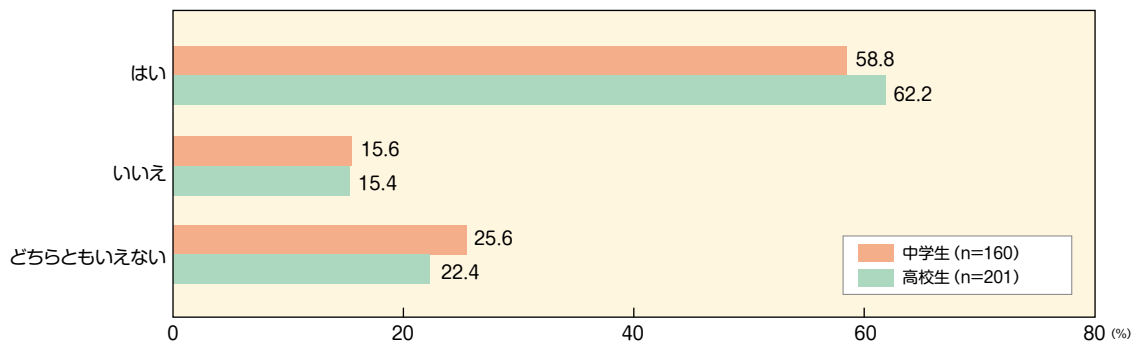
- ①構成比は小数第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100にはなりません。
- ②図表中の「n」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する者)を表しています。

2. 結果の概要

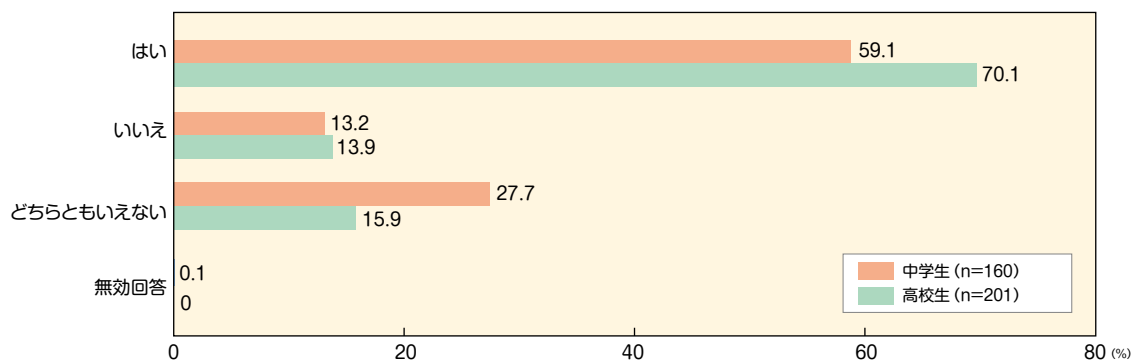
周りの人も自分と同じように大切な存在だと思いますか (中学2年生対象)



あなたは将来の夢や希望を持っていますか

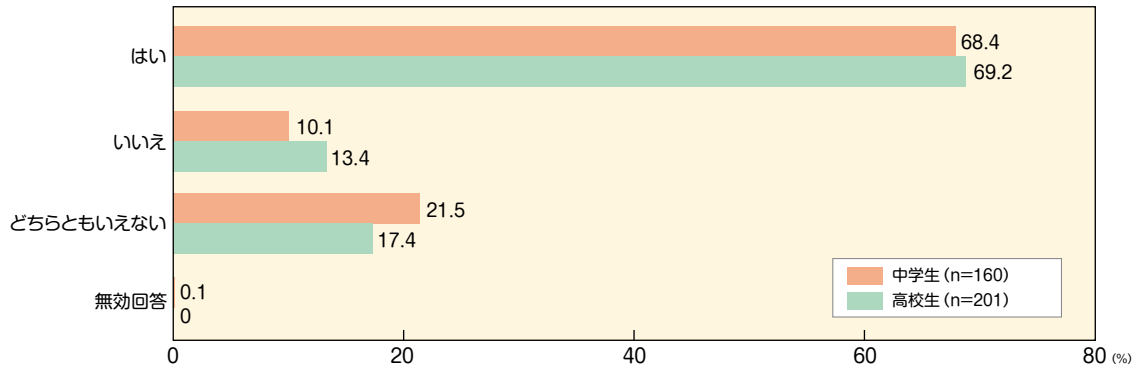


あなたは将来結婚したいと思いますか

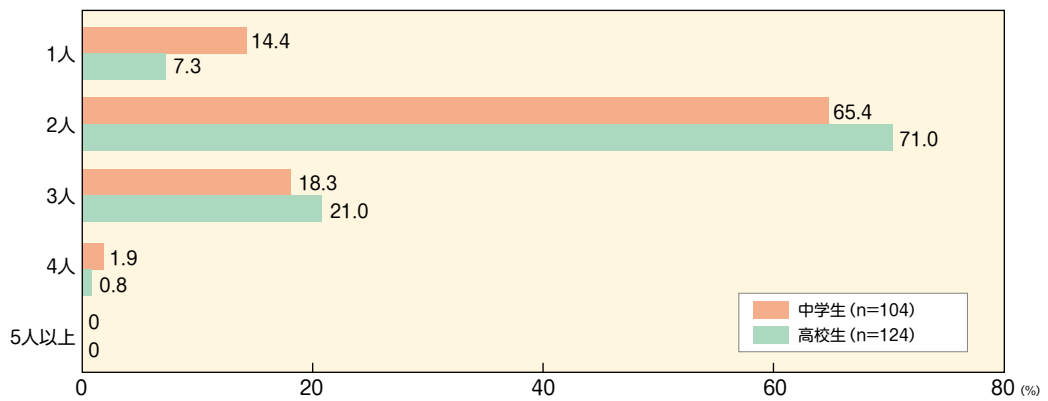




あなたは将来子育てしたいと思いますか



あなたは何人くらい子どもが欲しいですか



資料2 用語の解説

英数字

●DV (Domestic Violence:ドメスティック・バイオレンス)

現在または元の配偶者、内縁関係、交際相手といった親密な関係にある者の間で、パートナーをさまざまな暴力を用いて支配する関係のことです。身体的暴力(殴る、蹴る等)のみならず、精神的暴力(暴言、無視等)、経済的暴力(生活費を渡さない等)、社会的暴力(交友の制限等)、性的暴力(性行為の強要等)、デジタル暴力(インターネットやSNSを利用して相手をおとしおこす等)なども含めます。

●MR (Measles・Rubella)

麻疹(=はしか、Measles)・風しん(Rubella)。

●NP (Nobody's Perfect:ノーバディーズパーフェクト)

完璧な親なんていない、という意味をあらわします。カナダで生まれた親教育プログラムの一つで0～5歳の子どもの母親が、互いの体験や不安を話し交流しあうなかで、子育ての基礎的な知識を学んだり、自分への自信を取り戻していくものです。1週間に1回2時間で6回連続の託児付き講座です。

●NPO (NonProfit Organization:特定非営利活動法人)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。さまざまな分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

●SNS (Social Networking Service)

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略です。ネット上で共同体を構築できるサービスで、参加者は、プロフィールや趣味を公開し、日記の掲載、情報交換などを行います。

あ行

●いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための方針です。

●医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為です。

●ウエルカムパーティー

子育て交流センターで定期的に開催するイベントです。市外から転入した子育て世帯に対し、大分市の子育てに関する情報提供を行うとともに、交流会を開催し、大分市で安心して子育てできるよう支援します。

●大分県中央児童相談所

児童相談所は子どもの福祉の推進を図るため児童福祉法に基づき設置された県の機関で、18歳未満の子どもに関する専門的相談を扱っています。児童福祉司、児童心理司などが相談に応じ、必要に応じて社会診断、心理診断などを行い、子どもの自立支援を行います。また、必要な場合には子どもの一時保護や、児童福祉施設又は里親への措置も行います。市内には、在限に設置しています。

●大分市交通問題協議会

学童・園児の通学路等における交通事故防止はもとより、広く交通安全対策の徹底を図るため、警察署等を含むメンバーで構成された協議会で1986(昭和61)年に設置しました。

●大分市子ども家庭支援センター

中央(大分市庁舎城崎分館)、東部(鶴崎市民行政センター)、西部(植田市民行政センター)の3か所に設置しており、子育ての心配や子ども自身の悩み事など、0～18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受けるところです。相談内容に応じて、利用できるサービスの紹介やカウンセリングを行い、よりよい解決や子どもの成長をお手伝いします。中央では、DV相談も受け付けています。

●大分市児童虐待問題等特別対策チーム

児童虐待や非行、不良行為など複雑化・多様化する児童虐待問題等について総合的な対応を図るため庁内に設置している対策チームです。



●大分市生活安全推進協議会

市民生活に係る安全意識の高揚を図り、市民の自主的な安全活動を推進することにより、安心して生活できる環境を確保することを目的に制定された「大分市生活安全条例」に基づき、市民の生活安全に関する施策について協議を行うため設置されたもので、地域の生活安全推進活動団体の代表者や専門知識を有する学識経験者で組織されています。

●大分市青少年「夢ふれあい」交流集会・大分市社会教育振興大会

市内の社会教育関係者等が一堂に会し、大分市の社会教育の振興と青少年の健全育成に対する意識の高揚を図る大会です。2018(平成30)年度まで「大分市社会教育振興大会」として実施されてきた大会に、青少年の意見発表や、さまざまな年代が交流できる活動を加え、2019(令和元)年度から大会名を変更しました。

●大分市相談支援ファイル「つながり」

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が保護者と必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行うために、特別な支援や配慮を必要とする幼児児童生徒の情報を整理したファイルです。

●大分市要保護児童対策地域協議会

要保護児童(虐待を受けている児童のほか、保護者のない児童または保護者に監護されることが不適当であると認められる児童等)の適切な保護を図るため、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う機関のことであります。

●大分市要保護児童対策地域協議会中学校区実務者会議(中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議)

児童虐待問題に対応するため、大分市が独自に開催している会議です。この会議は、地域(中学校区単位)の子どもに関わる関係機関(小中学校、幼稚園、保育所、警察、民生委員・児童委員、児童養護施設、児童相談所、保健所等)の実務者により構成されます。

●大分市幼保小連携推進協議会

市内の幼稚園、保育所、認定こども園等の幼児教育・保育施設と小学校との連携に関する各校区、行政等の取組の進捗状況や幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図る連携の在り方などについて情報交換や研究を行う場です。

か行

●学校運営協議会制度

学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、学校の運営に参画することを可能とする制度のことであります。校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや、学校運営全般について教育委員会や校長に意見を述べることで、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることであります。

●家庭的保育事業

保育士等の資格を持つ家庭的保育事業者が、少人数を対象に保育者の居宅など家庭的な環境の中で、子どもの発達の段階に応じたきめ細やかな保育を行う事業のことであります。

●企業主導型保育事業

認可外保育施設ではありますが、国が独自の基準を設けて事業所内保育事業を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業です。

●合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

●合理的配慮

一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、教育内容や方法、支援体制や施設・設備について、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。

●高齢妊婦

年齢の上昇にともなって胎児の先天異常、妊娠合併症のリスクや帝王切開分娩の割合が高いことが知られています。ちなみに、35歳以上で初めて出産する初産婦を高齢出産と定めています。(日本産科婦人科学会より)

●子育てサロン

主に地域のボランティア、民生委員・児童委員、主任児童委員等が組織しており、地域の公民館などを利用して、子育て中の親子が気軽に集う、ふれあいの場として開設しています。

●子育て世代包括支援事業

妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて保健・医療・福祉に関する機関と連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたり母子保健と子育て支援の部署がお互いの役割を果たしながら連携し、包括的な支援を行います。

●子ども家庭総合支援拠点

子ども家庭支援全般に係る業務、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務、関係機関との連絡調整を行う、市区町村が実施主体となる拠点です。

●こども連絡所

子どもたちが、登下校時や公園・広場などで知らない人から声をかけられたりした時に、助けを求めることのできる民家、商店、事務所などです。

さ行

●産後うつ

産後1～2週間から数か月以内に気分の落ち込み、日常生活で興味や喜びがなくなるなどの症状が現れ、これらの症状が2週間以上続き、そのために著しい心理的な苦痛を感じたり、家事や育児に障がいをきたしたりする場合に、産後うつ病が疑われます。

●事業所内保育事業

保育施設を設置した企業で働く従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもに保育を提供する事業です。

●自主防犯パトロール

子ども達の登下校時の見守り活動等、安全・安心な市民生活のため地域住民等が自主的に取り組む防犯活動です。揃いのベストやたすき等を着用し、その活動を広く周囲にアピールすることで、防犯抑止に大きな力を発揮しています。

●次世代育成支援対策推進法

これまでの少子化対策の取組みに加え、さらに踏み込んだ対策を総合的に推進するため、2003（平成15）年7月に成立・公布されたのが「次世代育成支援対策推進法」です。この法律の中では、次代の社会を担う子どもの育成環境の整備を行うため、国や地方公共団体及び一般事業主（300人以上雇用の場合）に「行動計画」の策定が義務付けられました。この法律は2014（平成26）年度末までの時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が2025（令和7）年3月31日まで10年間延長されました。

●社会福祉法人

社会福祉事業（各種福祉施設や保育園、病院や診療所などの医療機関の運営等）を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法第22条で定義される公益法人を指します。

●若年妊婦

20歳未満の妊婦のことです。若年では、身体的・社会的・精神的未熟性のためリスクを伴いやすくなります。

●小1の壁

子どもがいる親が、子どもの小学校入学を機に仕事と子育ての両立が困難になることをいいます。延長保育制度がある保育所に対して放課後児童クラブ（学童保育）は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えること等が原因と考えられます。

●小規模保育事業

3歳未満児の少人数（定員6～19人）を対象に、比較的小規模できめ細やかな保育を行う事業です。

●小中連携支援シート

中学校進学時における不登校の未然防止の取組の一つとして、不登校や不登校傾向にある児童の情報を小中学校間で共有するための引継シートのことです。

●小児救急電話相談

子どもが病気やケガで心配なときや、病院へ行った方が良いかどうか判断に迷ったとき、看護師が相談に応じます。

●食育サポートチーム

食生活改善推進員のうち、食育に関する研修を受講した者で構成されたチームのことです。

●助産所

助産師が、分娩の手助けや妊産婦等に保健指導等を行う場所のことです。



●人口置換水準

現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安のことです。国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2019)」によると、2017(平成29)年時点では、2.06となっています。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいのある人に対して交付され、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。手帳の交付対象となる範囲は、身体障害者福祉法別表により定められており、障がいの種類別に重度の側から1級から7級の等級が定められています。

●新体力テスト

文部科学省では、1964(昭和39)年以来「体力・運動能力調査」を実施していましたが、1999(平成11)年度の体力・運動能力調査から導入した「新体力テスト」は、国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、これまでのテストを全面的に見直して、現状に合ったものとなりました。

・テスト項目(8項目)

握力(筋力)、上体起こし(筋持久力)、長座体前屈(柔軟性)、反復横とび(敏捷性)、20mシャトルラン(全身持久力)、50m走(走力)、立ち幅跳び(跳躍力)、ボール投げ(投力)

※20mシャトルランについては、中学校では持久走を行ってもよい

※ボール投げについては、小学校はソフトボール、中学生はハンドボールを使用

●心肺蘇生法

呼吸が止まり、心臓も動いていないと見られる人に、一刻も早く脳に酸素を送り、救命へのチャンスを維持するために行う循環の補助方法です。心臓マッサージや人工呼吸を行います。

●スクールカウンセラー

学校で児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、カウンセリングをしたり、教職員や保護者に対して指導や援助をしたりする専門家のことです。1995(平成7)年以降、文部科学省が、暴力行為、いじめ、不登校などの解決と予防のために、臨床心理士など専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを小中学校、高校に配置しています。

●スクールソーシャルワーカー

家庭環境等に起因するさまざまな課題を抱える子どもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員のことです。

●すくすく赤ちゃんルーム

6ヶ月から11ヶ月の乳児と保護者が毎月1回、こどもルームや保健所に集い、保育士や栄養士、保健師などが育児に関する講習を行い、遊びを通して交流の場を提供しています。

●すこやか育児相談

中央保健センター、東部・西部保健福祉センター、各健康支援室において、保健師、栄養士等が窓口・電話相談に応じるもので、妊婦や乳幼児の保護者の方などを対象に妊娠や育児などのさまざまな相談に応じています。

●すこやか大分っ子サポートパトロール

各校区・地区の青少年健全育成協議会(青少協)が主体となり、青少年の非行防止及び安全確保のために行っている巡回・見守り活動です。自治委員、民生委員・児童委員、補導員、老人会、学校教職員、PTA、警察等、地域の実情に応じて関係者が協力して実施しています。

●生活困窮世帯

2018(平成30)年度に実施した「大分市子どもの生活実態調査」において、世帯年収の質問への回答から貧困線を算出(同調査では106.3万円)し、その貧困線以下の世帯年収であった世帯及び同調査において世帯年収の質問に回答をしなかった世帯のうち、はく奪指標(※)に該当した世帯のことです。

(※)はく奪指標とは、人々がその社会で通常手に入れることができるものを所持できていなかったり、一般的に経験できていることが経験できなかつたりする状況を指標化したものです。

●生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群(糖尿病・脳血管疾患・心疾患・高血圧症・脂質異常症・肥満症など)のことをいいます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に定める一定程度の精神障がいの状態にあることを証明するもので、手帳の交付により精神障がい者の自立と社会参加を促進するためのさまざまな支援を受けることができます。障がいの程度により、重度の側の1級から3級の等級が定められています。

●潜在保育士

保育士資格を持ち、現在保育所等に勤務していない人のことです。

た行

●多目的トイレ

車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有し、高齢者、障がい者等の多様な利用にも適応するトイレのことです。

●地域子育て支援室

行政、地域、その他の団体が一体となって地域で子育てを支援できるようサポートを行う子育ての総合的な拠点です。保護者が「親」として育つための場づくりや情報提供、子育て相談（電話、面接、訪問）を行ったり、また地域で運営されている子育てサロンやサークルに対して運営方法や遊びの相談等、地域に訪問して支援活動を行っています。

●中1ギャップ

児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できない状態のことです。

●適正受診

緊急ややむを得ない場合を除き、かかりつけ医への診療時間内の受診を行うことです。「日中は仕事がある」「夜間の方が待ち時間が短い」などの理由で、休日・夜間に受診すると、救急医療を必要とする重症患者の対応が困難になるとともに、医療従事者の過重な負担にもつながります。

な行

●乳幼児突然死症候群

それまで元気だった赤ちゃんが、何の兆候も既往歴もないまま、眠っている間に突然死亡してしまう疾患です。

●認可外保育施設

保育を行うことを目的とする施設であって、大分市長が認可している認可保育施設以外のものです。認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に大分市長に対する届出が義務付けられています。

●認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。

は行

●ハイリスク児

低出生体重児、早期産児、病気や発育の遅れがある児、保育環境に課題がある児等で、継続支援が必要な児のことです。

●ファミリーパートナー

子育て家庭の保護者や妊婦からの子育て相談に応じ、必要な子育て支援事業やサービスを紹介します。より専門的なアドバイスができるよう保育士、心理士、保健師が、子育て交流センター、鶴崎こどもルーム、植田こどもルームに配置されています。

●婦人相談所

売春防止法第34条に基づき、各都道府県に必ず1つ設置されています。元々は売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設でしたが、婦人保護事業の中で女性に関するさまざまな相談に応じる中で配偶者間の暴力に関しても相談・保護に取り組んでおり、2001（平成13）年4月に成立した配偶者暴力防止法により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられました。

●フッ化物塗布

フッ化物ゲル、あるいは、フッ化物溶液を直接歯に塗布するむし歯の予防法です。うがい等が難しい乳幼児にとっては、特に有効なむし歯予防法として評価を得ています。



●不登校児童生徒

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものです。

●プレママ・プレパパスクール

初妊婦とその夫に対し、妊娠期からの身体的変化や子育てに関する知識などを学ぶ機会を提供し、不安の解消と安心して出産を迎えられるために開催する育児教室です。

●保育コンシェルジュ

保育サービスに関する相談対応を行うとともに、地域における幼児教育・保育施設や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う専門の相談員です。

●放課後児童支援員

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を行う事業所の職員で、保育士等の資格を有し、かつ県が行う研修を修了した者のことです。

●放課後児童支援コーディネーター

大分市放課後児童健全育成事業において、放課後児童クラブ、保護者、学校等と連携を図りながら、放課後児童クラブに在籍する児童又は放課後児童クラブの利用を希望する児童であって特に配慮を要するものが、その発達段階や個性に応じ、安心して放課後を過ごすことができるよう支援する者のことです。

●保護命令制度

配偶者や同居する交際相手から身体的暴力や脅迫を受けた被害者が、裁判所に申立てを行うことで、裁判所が相手方に対し被害者への接近や電話等の禁止、住居からの退去を命じ、被害者の生命又は身体の安全を確保する制度です。

ま行

●麻しん

一般的には「はしか」と言われています。麻しんウイルスが原因で、感染力が強く、肺炎等の合併症を引き起こすこともあります。

ら・わ行

●療育手帳

「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」により知的障がい児・者に対する各種の援助を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された方に対して交付されます。障がいの程度により重度の側からA1、A2、B1、B2の4つの区分があります。また年齢や障害の程度により再判定が必要となります。

●労働力率

15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」の人数を15歳以上の人口で割った値です。

資料3 第2期すくすく大分っ子プランの策定経過

年度	月 日	会 議 等	議 題
2018	7月31日	第1回すくすく大分っ子プラン 庁内検討委員会及び作業部会 合同会議	策定に係る基本的な考え方、検討スケジュール、 アンケート調査について
	8月24日	第1回大分市子ども・子育て会議	策定に係る基本的な考え方、検討スケジュール、 アンケート調査について
	11月29日	大分市子育てに関するアンケート調査(～12月21日まで)	
	2月22日	第2回大分市子ども・子育て会議	アンケート調査の中間報告について
2019	5月30日	第1回すくすく大分っ子プラン 庁内検討委員会	事業計画案(分野1・2)について
	6月12日	第2回すくすく大分っ子プラン 庁内検討委員会	事業計画案(分野3・4)について
	7月26日	第1回大分市子ども・子育て会議	事業計画案(構成・概要、分野1)について
	8月23日	第2回大分市子ども・子育て会議	事業計画案(分野2・3)について
	10月7日	第3回大分市子ども・子育て会議	事業計画案(分野3・4)について
	10月30日	第4回大分市子ども・子育て会議	教育・保育の量の見込み及び提供体制の 確保について 地域子ども・子育て支援事業の量 の見込み及び提供体制の確保について
	12月18日	パブリックコメント(～1月17日まで)	
	2月21日	第5回大分市子ども・子育て会議	パブリックコメントの結果報告 事業計画案(全体)の修正について
	2月28日	市長答申	計画最終案の市長への答申



資料4 大分市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	役職・推薦団体
◎ 古賀 精治	大分大学 教育学部 学部長
○ 仲嶺 まり子	別府大学短期大学部 学長
今村 博彰	大分市社会福祉協議会 常務理事
定宗 瑛子	大分市民生委員児童委員協議会 会長
澤口 博人	大分市連合医師会 副会長
秦 昭二	大分市保育協会 会長
大津 康司	大分市私立幼稚園連合会 会長
洲野 二世	大分県認定こども園連合会 副会長
吉岡 泉 (安東 知子)	大分市社会福祉協議会保育部会 代表 (大分県保育連合会 代表)
野崎 弘子 (姫野 美和子)	下郡校区子育てサロン「ぼっぼしもごおり」代表 (明治地区子育てサロン「にこにこめいじ」代表)
佐藤 宏明 (安藤 茂伸)	大分市小学校長会 代表
田辺 徹 (大賀 弘史)	大分市中学校長会 代表
長田 教雄	大分市児童育成クラブ運営委員会代表者会議 会長
井上 晶子 (西宮 千絵)	大分市西の台校区児童育成クラブ主任指導員 (大分市滝尾校区児童育成クラブ主任指導員)
赤峯 慎太郎	大分市PTA連合会 会長
伊藤 裕司 (持永 英宏)	連合大分 大分地域協議会 事務局長 (大分青年会議所道徳教育委員会 委員長)
平野 昌美	大分県自閉症協会 副会長
小野 昭三郎	大分市青少年健全育成連絡協議会 会長
板井 善江 (伊東 史子)	市民公募委員
川口 京子 (新名 香織)	市民公募委員

◎は会長 ○は副会長 ()は前任者もしくは前職

資料5 大分市子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日
条例第32号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、大分市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理するほか、本市の子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関し市長が必要と認める事項について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 子どもの保護者
(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
(3) 関係機関又は関係団体の代表者
(4) 学識経験のある者
(5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。
2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て支援に関する専門的な事項を調査審議するため、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。
2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
4 部会長は、部会の事務を掌理する。
5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第46号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。



資料6 大分市子ども条例

平成23年3月16日
条例第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成に関し、基本理念を定め、家庭、学校等、地域及び事業主の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子育て及び子どもの育ちを社会全体で支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (2) 学校等 子どもが通学、通園等をする学校及び児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 家庭、学校等、地域、事業主及び市が主体的にそれぞれの役割及び責務を果たすとともに、相互に連携協力することにより、将来の地域社会を担う子どもが健やかに育つための環境を整えられること。
- (2) 子どもの年齢及び成長に応じ、子どもの意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が考慮されること。
- (3) 子どもに関心を寄せ、触れ合う中で信頼関係の確立に努めること。

第2章 子どもの権利等への配慮

(子どもの権利等)

第4条 子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、一人ひとりが大切にされ、健やかに育つための環境を求めることができる。

- 2 子どもは、年齢及び成長に応じてまちづくりに参加することができる。
- 3 子どもは、自分が大切にされると同様に他者を大切にしよう努めるものとする。

(子どもの集いの場等の確保)

第5条 本市は、子どもが自然及び人と触れ合い、遊び、学び、及び集うことのできる場を確保することに努めるものとする。

(子どもの安全確保)

第6条 本市は、犯罪、いじめ、虐待その他の有害な環境及び事故から子どもを守り、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

第3章 関係者の役割

(家庭の役割)

第7条 家庭は、子どもが育ち、成長し、基本的な生活習慣、

社会規範等を学ぶ場として重要な役割を担っていることから、子どもに関心をもち、互いに協力し合い、愛情を注ぎ、触れ合いを大切にすることで、子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

- 2 父母その他の保護者(以下「保護者」という。)は、子育てについて第一義的責任を有することを自覚し、子どもの年齢及び成長に応じた養育に努めなければならない。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談その他の支援を求めることができる。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、その設置目的や理念に基づき、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 集団生活における他者との関わりを通じて、子どもの年齢及び成長に応じ、豊かな人間性及び社会性をはぐくむこと。
- (2) 子どもの心身の成長に応じて自ら学び、考え、及び解決する力等をはぐくむこと。
- (3) 子どものいじめ、虐待等の早期発見及びその解決に向けた支援をすること。
- (4) 子どもの障害等への適切な支援をすること。
- (5) 子どもの心身の健やかな成長のため、教育環境の整備及び相互の連携を推進すること。
- (6) 開かれた学校等の推進により、家庭及び地域と連携協力を図ること。

(地域の役割)

第9条 地域の住民及び関係団体は、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性をはぐくむ場であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 相互に連携協力し、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めること。
- (2) 子どもの生活上の安全に配慮すること等により子どもが安心して生活することができるための環境づくりを進めること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者への知識の提供、交流の場づくり等を行うこと。

(事業主の役割)

第10条 事業主は、子どもの育成に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) その事業所で働く保護者が仕事と生活の調和を図ることができるよう職場環境づくりを進めること。
- (2) 地域社会の一員として、学校等、地域、市等の行う子どもの育成に関する活動に協力すること。

第4章 市の責務

第11条 市は、子どもの育成に関し、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 教育、福祉、保健、医療等の子どもの育成に関係する部局が相互に連携協力し、一体的に施策を推進すること。
- (3) いじめ、虐待等により保護を要する子ども及び障害等により支援を要する子どもへの取組を推進すること。
- (4) 家庭、学校等、地域及び事業者がそれぞれの役割に応じた取組を推進するための支援をすること。
- (5) 家庭、学校等、地域、事業者、県及び関係団体と連携協力すること。
- (6) 家庭、学校等、地域、事業者及び関係団体が相互に連携協力を図ることができるよう支援すること。

第5章 主な施策

(子育て家庭への支援)

第12条 市は、子育て家庭の生活の実態及び多様化する要望を的確に把握し、柔軟かつ総合的な支援に努めなければならない。

- 2 市は、子育て家庭に対する子どもの育成に関する情報の提供に努めなければならない。

(子育て力の向上)

第13条 市は、家庭、学校等及び地域と連携協力し、情報交換及び学習の機会の充実を図ることにより、家庭及び地域の子育て力の向上に努めなければならない。

(相談体制等の充実)

第14条 市は、教育、福祉、保健及び医療の分野における妊娠、出産又は子育てに関する相談又は支援を行う機関及び団体と連携協力することにより、子どもに関する総合的な相談体制、母子保健施策等の充実に努めなければならない。

(虐待への対策)

第15条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のための体制を整備するものとする。

- 2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のため、家庭、学校等、地域、県及び関係団体と連携協力して必要な措置を講じるものとする。
- 3 市は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が、通報しやすい環境を整備するものとする。

第6章 推進計画

(推進計画の策定)

第16条 市は、子どもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市は、推進計画を策定するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

3 市は、推進計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(評価)

第17条 市は、前条第1項に規定する目的を効果的に達成するため、絶えず推進計画の評価を行い、必要に応じその見直しを行うものとする。

第7章 議会の評価等

第18条 議会は、子どもの育成に関する市の施策が効果的に推進されるよう、監視及び評価をするとともに、必要に応じて提言等をするものとする。

附 則

この条例は、平成23年5月5日から施行する。



資料7 子ども・子育て支援法(抜粋)

平成24年8月22日
法律第65号

第7条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもが健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定

教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第4項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第2期すくすく大分っ子プラン
大分市子ども・子育て支援事業計画
2020(令和2)年3月

編集・発行 大分市子どもすこやか部福祉事務所 子ども企画課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
電話 097-574-6516



第2期すくすく
大分っ子プラン